

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2022年4月

当社ホームページにおいて公表され、当社の約款・規定集にも掲載されている「個人情報の保護に関する基本方針」は、2021年8月2日付および2022年4月1日付で以下の更新が行われています。下線部分が更新箇所となります。

更新後の「個人情報の保護に関する基本方針」につきましては、当社ホームページ(<https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/index.html>)にてご確認ください。

更新後(新)	更新前(旧)
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>4. 個人データの共同利用</p> <p>当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。</p> <p>4-1 (省 略)</p> <p>4-2 (省 略)</p> <p>4-3 <u>株式会社お金のデザインとの共同利用</u></p> <p><u>(1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>投資一任運用サービス「THEO」をご利用のお客さまの氏名、住所、生年月日、職業、電話番号、メールアドレス、投資経験等、お客さまの属性に関する情報</u></li> <li>・<u>投資一任運用サービス「THEO」をご利用のお客さまの取引内容、預り残高等、お客さまの取引に関する情報</u></li> </ul> <p><u>(2)共同して利用する者の範囲</u> <u>当社および株式会社お金のデザイン</u></p> <p><u>(3)利用する者の利用目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当社と株式会社お金のデザインが契約に基づき協働することで、投資一任運用サービス「THEO」をご利用のお客さまの資産運用等のニーズに即した最良・最適な商品・サービスを総合的に案内・提供するため</u></li> <li>・<u>当社の経営管理・内部管理を行うため</u></li> <li>・<u>投資一任運用サービス「THEO」の運営・管理のため</u></li> </ul> <p><u>(4)共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称</u> <u>SMB C日興証券株式会社</u></p>	<p>4. 個人データの共同利用</p> <p>当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。</p> <p>4-1 (省 略)</p> <p>4-2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<u>2021年8月2日更新</u>	<u>2020年10月2日更新</u>
更新後(新)	更新前(旧)
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>1. はじめに</p> <p>SMB C日興証券株式会社(以下、当社といいます)は、個人情報の保護に関する基本方針(以下、基本方針といいます)を公表します。</p> <p><u>当社の住所、代表者氏名は、ホームページ上の「会社概要」にて案内しております。</u></p> <p><u>(<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profil">https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profil</a></u></p>	<p>1. はじめに</p> <p>SMB C日興証券株式会社(以下、当社といいます)は、個人情報の保護に関する基本方針(以下、基本方針といいます)を公表します。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

<p><a href="#">e/index.html</a>)</p> <p>4. 個人データの共同利用      当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用      (1)～(3) (省 略)      (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称、<u>住所および代表者氏名</u>      S M B C 日興証券株式会社  <u>住所および代表者氏名は、ホームページ上の「会社概要」にて案内しております。</u>      (<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html">https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html</a>)</p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用      (1)～(3) (省 略)      (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称、<u>住所および代表者氏名</u>      S M B C 日興証券株式会社  <u>住所および代表者氏名は、ホームページ上の「会社概要」にて案内しております。</u>      (<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html">https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html</a>)</p> <p>4-3 株式会社お金のデザインとの共同利用      (1)～(3) (省 略)      (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称、<u>住所および代表者氏名</u>      S M B C 日興証券株式会社  <u>住所および代表者氏名は、ホームページ上の「会社概要」にて案内しております。</u>      (<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html">https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html</a>)</p>	<p>4. 個人データの共同利用      当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用      (1)～(3) (省 略)      (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称      S M B C 日興証券株式会社      (新 設)</p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用      (1)～(3) (省 略)      (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称      S M B C 日興証券株式会社      (新 設)</p> <p>4-3 株式会社お金のデザインとの共同利用      (1)～(3) (省 略)      (4) 共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称      S M B C 日興証券株式会社      (新 設)</p>
<p>5. 機微(センシティブ)情報について      当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます)第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、<u>学術研究機関等</u>、法第57条第1項各号もしくは個人情報の保護に関する法律施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下、機微(センシティブ)情報といいます)については、以下に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行わないこととします。また、以下に掲げる事由により取得、利用または第三者提供するときには、各事由を逸脱した取得、利用または第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととします。</p>	<p>5. 機微(センシティブ)情報について      当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます)第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、<u>法第76条第1項各号</u>もしくは個人情報の保護に関する法律施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下、機微(センシティブ)情報といいます)については、以下に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行わないこととします。また、以下に掲げる事由により取得、利用または第三者提供するときには、各事由を逸脱した取得、利用または第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととします。</p>

<p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>9. 個人データの安全管理措置</p> <p>当社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じます。</p> <p>必要かつ適切な措置は、個人番号の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人番号の安全管理の措置を含みます。</p> <p><u>(1)組織的安全管理措置</u> — <u>個人データの安全管理措置について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を実施します。</u></p> <p><u>(2)人的安全管理措置</u> — <u>従業者と個人データの非開示契約等の締結および従業者に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう従業者に対する必要かつ適切な監督を行います。</u></p> <p><u>(3)物理的安全管理措置</u> — <u>個人データを取り扱う区域における従業者の入退室管理および個人データを取り扱う機器、記憶媒体及び書類等の盗難、紛失等を防止し、厳正に管理するための措置を講じるとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧や取り扱いを防止する措置を講じます。</u></p> <p><u>(4)技術的安全管理措置</u> — <u>個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御および情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置を講じます。</u></p> <p><u>(5)外的環境の把握</u> — <u>お客さまの個人データを外国において保管または取り扱う場合には、各国の個人情報保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を講じます。</u></p> <p><u>個人データの取扱先国(海外拠点による取り扱いおよび外部委託による移転を含む)および各取扱先国における個人情報保護に関する制度については、当社のホームページにて公表します。</u></p> <p><u>また、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供を請求することができます。</u></p> <p><u>(<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/gaikoku/index.html">https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/gaikoku/index.html</a>)</u></p>	<p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>9. 個人データの安全管理措置</p> <p>当社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じます。</p> <p>必要かつ適切な措置は、個人番号の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人番号の安全管理の措置を含みます。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p><u>1 2. 外国にある第三者への個人データの提供</u></p> <p><u>当社は、個人データを外国にある第三者に提供(海外拠点による取り扱いおよび外部委託による移転を含む)する必要がある場合には、各種法令に則り、同意取得の際に当該外国の国名や当該外国の個人情報保護に関する制度等をあらかじめ公表します。なお、同意取得時に、どの外国当局・保管機関等からお客さま</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

<p><u>の個人データの提供要請を受けるかを把握することができない場合や提供先の第三者が所在する外国が定ま</u> <u>っていない場合は、当該外国が特定された際に当該外</u> <u>国の国名や当該外国の個人情報の保護に関する制度等</u> <u>を当社のホームページにて公表します。</u> また、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情 報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講 ずる個人情報の保護のための措置に関する情報につい て、当社に情報提供を請求することができます。 (<a href="https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/gaikoku/index.html">https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/gaikoku/index.html</a>)</p>	
<p><u>1 3. 保有個人データの開示等の求めに応じる手続</u> 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、 開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、<u>第三者</u> <u>への提供の停止または第三者提供記録の開示</u>(以下ま とめて、開示等といいます)の求めがあるときは、当社 所定のお申し込み手続に従ってお受けします。 詳しくは、【個人情報開示等お申し込み手続のご案内】 にてご案内していますのでご参照ください。 なお、概要は以下のとおりです。 (1)～(4)(省 略)</p>	<p><u>1 2. 保有個人データの開示等の求めに応じる手続</u> 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、 開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去または第 <u>三者への提供の停止</u>(以下まとめて、開示等といいま す)の求めがあるときは、当社所定のお申し込み手続に 従ってお受けします。 詳しくは、【個人情報開示等お申し込み手続のご案内】 にてご案内していますのでご参照ください。 なお、概要は以下のとおりです。 (1)～(4)(省 略)</p>
<p><u>1 4. 個人情報等の取り扱いに関するお問い合わせや苦情</u> <u>等の窓口</u></p>	<p><u>1 3. 個人情報等の取り扱いに関するお問い合わせや苦情</u> <u>等の窓口</u></p>
<p><u>1 5. 認定個人情報保護団体</u> 当社は、<u>個人情報保護委員会</u>の認定を受けた認定個人 情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同 協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取り 扱いについての苦情・相談をお受けしております。 (苦情・相談窓口) ◎ 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 (03-6665-6784) ホームページ (<a href="https://www.jsda.or.jp/">https://www.jsda.or.jp/</a>)</p>	<p><u>1 4. 認定個人情報保護団体</u> 当社は、<u>金融庁</u>の認定を受けた認定個人情報保護団体 である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情 報相談室では、協会員の個人情報の取り扱いについて の苦情・相談をお受けしております。 (苦情・相談窓口) ◎ 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 (03-6665-6784) ホームページ (<a href="http://www.jsda.or.jp/">http://www.jsda.or.jp/</a>)</p>
<p><u>1 6. この基本方針の見直しと改定</u></p>	<p><u>1 5. この基本方針の見直しと改定</u></p>
<p><u>2022年4月1日更新</u></p>	<p><u>2021年8月2日更新</u></p>

「約款・規定集（個人のお客様用）」の新旧対照表

2022年4月

2022年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
<b>外国証券取引口座約款</b>	
第4章 雑則	
<p>（個人データ等の第三者提供に関する同意）</p> <p>第34条（省 略）</p> <p>2 <u>申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとし</u>ます。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</p> <p>(1) <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>(2) <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>(3) <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）</u></p> <p>3 <u>当社が申込者の個人データ等を外国にある第三者に提供する場合における同意取得時の当該外国の国名や個人情報の保護に関する制度等の公表について、どの外国当局・保管機関等から提供要請を受けるかをあらかじめ把握することができない場合や提供先の第三者が所在する外国が定まっていない場合は、当該外国が特定された際に当該外国の国名や個人情報の保護に関する制度等を当社のホームページにて公表</u>します。</p>	<p>（個人データの第三者提供に関する同意）</p> <p>第34条（省 略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
2022年4月1日改定	2020年10月1日改定

「約款・規定集（個人のお客様用）」の新旧対照表（2022年3月7日訂正版）

2022年3月

2022年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
<b>証券取引約款</b>	
第16章 日興イーजीトレード	
<p>第129条（取扱銘柄）                      お客様が本サービスを利用して取引することができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、<u>当社は、金融商品取引所等（我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。以下本章において同じ。）が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取り扱いしません。</u></p>	<p>第129条（取扱銘柄）                      お客様が本サービスを利用して取引することができる銘柄は、当社が定める銘柄の範囲内とします。ただし、<u>当社は、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄についてはお取り扱いしません。</u></p>
<p>第134条（注文の執行）                      （1）当社は、お客様が本サービスを利用して行われた売買注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、<u>原則として、お客様が注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するもの</u>とします。  <u>（削除）</u>  <u>（2）（省略）</u></p>	<p>第134条（注文の執行）                      （1）当社は、お客様が本サービスを利用して行われた売買注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、<u>お客様が注文を行われた後の最初に可能となる取引日に執行するもの</u>とします。  <u>（2）株式ミニ投資に係る自動応答のテレホン取引については、当社における注文受付最終時間後の最初に可能となる取引日において成立するもの</u>とします。  <u>（3）（省略）</u></p>
<p>第135条（注文の訂正等）                      （1）（省略）                      （2）<u>上記（1）の本サービスで行う売買注文の訂正等は、当社が定める場合を除き、お取扱店でも行うことができます。ただし、お取扱店において取扱いのない取引等についてはこの限りではありません。</u></p>	<p>第135条（注文の訂正等）                      （1）（省略）                      （2）<u>本サービスを利用して行われた売買注文の訂正等は、お取扱店でも行うことができます。</u></p>
<p>第139条（情報利用の取扱い）                      （1）（省略）                      （2）上記（1）に反する使用があった場合、または当社もしくは<u>情報提供者</u>の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、<u>お客様は当社および情報提供者に対し当該請求は行わないもの</u>とします。</p>	<p>第139条（情報利用の取扱い）                      （1）（省略）                      （2）上記（1）に反する使用があった場合、または当社もしくは<u>金融商品取引所等</u>の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、<u>お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該請求は行わないもの</u>とします。</p>
2022年4月1日改定	2022年1月1日改定
<b>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</b>	
<p>（累積投資勘定終了時の取扱い）                      第9条の2（省略）                      2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。                      ①お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に</p>	<p>（累積投資勘定終了時の取扱い）                      第9条の2（省略）                      2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。                      ①お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に</p>

<p>定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (省 略)</p>	<p>定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (省 略)</p>
<p>附則</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>2022年4月1日改定</p>	<p>2021年10月1日改定</p>
<p><b>未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</b></p>	
<p>第2章 未成年者口座の管理</p>	
<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p> <p>5 お客様が基準年の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>6 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止</p>	<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社または他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、<u>お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り</u>ます。）を提出することはできません。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>5 お客様が基準年の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>6 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>

<p>通知書」を交付します。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>3 (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p>	<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>3 (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p>
<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに第1項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>4 前項第1号の場合においては、お客様から当社に対して、特定口座に移管がされる上場株式等に係る租税特別措置法施行規則第18条の11第18項各号に定める事由が記載された租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第28号イに規定する書類の提出があったものとみなして、同号の規定を適用します。</p>	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに第1項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>4 前項第1号の場合においては、お客様から当社に対して、特定口座に移管がされる上場株式等に係る租税特別措置法施行規則第18条の11第18項各号に定める事由が記載された租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があったものとみなして、同号の規定を適用します。</p>
<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>①災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>②～③ (省 略)</p>	<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>①災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>②～③ (省 略)</p>



<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出</u>をしてください。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書（以下、「<u>未成年者帰国届出書</u>」といいます。）の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p>	<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、<u>当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出</u>してください。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p>
<p>第6章 その他の通則</p>	
<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して<u>非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第28条 2017年から2023年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して<u>同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。）</u>の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>(本契約の解除)</p> <p>第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「<u>未成年者出国届出書</u>」の提出があった場合 出国日</p> <p>④お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>⑤お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 <u>その年の1月1日</u></p>	<p>(本契約の解除)</p> <p>第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「<u>未成年者出国届出書</u>」の提出があった場合 出国日</p> <p>④お客様が<u>基準年の1月1日以後に</u>出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

<p>においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑦（省 略） 2（省 略）</p>	<p>⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥（省 略） 2（省 略）</p>
<p>附則</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p><u>2022年4月1日改定</u></p>	<p><u>2021年10月1日改定</u></p>

（注）証券取引約款第134条(2)を削除し、(3)を(2)に繰り上げる改正は、2021年11月30日に当社ホームページにおいてお知らせした株式ミニ投資サービスの終了に伴う2022年4月1日付け証券取引約款第134条の改正を再掲したものです。 ([https://www.smbcnikko.co.jp/news/customer/2021/pdf/211130\\_01.pdf](https://www.smbcnikko.co.jp/news/customer/2021/pdf/211130_01.pdf))

**【証券取引約款の改定の一部取り止めについて】**

2022年2月21日にお知らせしました同年4月1日を効力発生日とする約款・規定の一部改定のうち、下記の証券取引約款第144条および第165条の改定を取り止めることにしましたので、お知らせいたします。

改定後（新）	改定前（旧）
<b>証券取引約款</b>	
第16章 日興イーजीトレード	
<p>第144条（利用の停止）</p> <p>当社は、次のいずれかの事由によりお客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合、または合理的もしくはやむを得ない事由により、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>①（省 略）</p> <p>②第165条（7）から（9）<u>および（11）から（13）</u>に該当すると判断した場合</p> <p>③（省 略）</p>	<p>第144条（利用の停止）</p> <p>当社は、次のいずれかの事由によりお客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合、または合理的もしくはやむを得ない事由により、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>①（省 略）</p> <p>②第165条（7）から（9）<u>まで、（11）および（12）</u>に該当すると判断した場合</p> <p>③（省 略）</p>
第19章 雑則	
<p>第165条（取扱いの停止または解約）</p> <p>（1）～（12）（省 略）</p> <p><u>（13）当社は、お客様のいずれの口座においても有価証券等および金銭の残高がないまま1年以上経過する場合に、お客様に対してあらかじめ通知することにより当該口座における取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p>	<p>第165条（取扱いの停止または解約）</p> <p>（1）～（12）（省 略）</p> <p style="text-align: right;"><u>（新 設）</u></p>
<p><u>2022年4月1日改定</u></p>	<p><u>2022年1月1日改定</u></p>

（注）なお、2022年4月1日を効力発生日とする株式ミニ投資の廃止に伴う証券取引約款の諸規定の改定（2021年11月30日付けお知らせ）ならびに証券取引約款第144条および第165条以外の諸規定の改定（2022年2月21日付けお知らせ）については、取り止め等の変更はありません。